

# AI 技術・弁護士法・司法書士法から照射される士業の制度的正当（統）性の根拠と課題 ——自己決定権とパターンリズムの相克・情報の非対称性の観点からの省察——

日本司法書士会連合会  
司法書士総合研究所  
司法・司法書士制度研究部会  
主任研究員・司法書士 木曾雄高

## 1 目的

本研究の目的は、生成 AI などを活用したリーガルテックが登場した現代において、弁護士や司法書士を中心に士業に係る業法的規制のあり方を検討することである。

はじめに、弁護士法を題材にとって、非弁行為該当性に関する従前の判例・裁判例の状況を概観する。そのうえで、弁護士法の法目的、保護法益について確認し、さらに司法書士法の法目的も確認したうえで、両法の父権主義（あるいは「パターンリズム」以下、便宜両用語を併用する）的な業法的規制としての位置づけを確認する。

士業の業法的規制の根幹にパターンリスティックな規制の意志があることを見出したうえで、次にこうした父権性がいかにして正当化されるのかについて、経済学における情報の非対称性の解消に関する議論、倫理学における自己決定に関する議論を参照しつつ検討する。

次に、AI の現状に関する議論を瞥見する。対話型 AI などが発展してきたが、使用するうえでの限界も存在する。たとえば対話型 AI は、文章の要約などの、事象の真偽を問題としない場合には有用である一方、事象の真偽を弁別できるわけではない。最も尤もらしい、すなわち「最尤」の回答を抽出することには長けている一方で、正誤判断、オープンワールドにおける考慮要素の発見能力などに課題があるものとみられる。

AI の現状を踏まえ、業法的規制の父権主義的性質の正当化根拠から照射して、AI は士業業務にいかなるかかわり方が求められるのかを吟味する。

最後に、AI と士業のあるべきかかわり方を検討する中で明らかになった、士業の業法的規制の正当性の根幹にかかわる自己決定権とパターンリズムの衝突・調整の問題について、少なくとも司法書士業界が議論の欠缺を抱えていることを指摘して結びとする

なお、本稿では具体的なリーガル AI の技術や運用の現状に検討を加えることはしない。これらは日進月歩の技術であり、近視眼的具体論に言及するほどに議論の陳腐化を早めるからである。以後の議論においては大まかに、法律相談に対する応答、法的文書のリーガルチェック、契約書や訴状その他許認可申請関係書類やそれらの添付資料の起案などを行う対話型 AI 等を想定しておきたい。

## 2 士業制度と AI

## (1) 士業の業法的規制

### (A) 従来の議論（帰納的アプローチ）

まず、弁護士法における非弁護士に対する取締りについて規定した、同法 72 条の解釈をめぐる裁判所の判断を網羅的・帰納的に分析した結果見えてくる、裁判所の判断枠組みについて言及する。

弁護士法 72 条の解釈に関しては、従来、事件性必要説（注 1）と事件性不要説（注 2）の対立があるとされてきた。

しかし、たとえば事件性不要説を徹底するならば、契約締結などの法律行為の代理がすべて弁護士の独占業務と解されうることになりかねない。あらゆる法律行為の代理につき弁護士の選任が強制されるとの解釈に帰結しかねず、規制の範囲が広きに失する。社会の実状とも整合しない。

翻って、事件性必要説を徹底した場合、紛争性のない裁判手続などについては弁護士以外の手続代理を一般に容認する帰結となる。これは弁護士法および司法書士法の規制の趣旨を形骸化させ、また潜脱させることとなる。

以上のように、両説とも徹底するには重大な不都合がある（注 3）。

最高裁判例並びに下級審裁判例は、上記の各説のような二項対立では整理し得ないものであり、以下のような整理がされうる。

第 1 に、裁判所や検察庁における手続代理のような事象に関しては、事件性の有無を問題とせず、弁護士法 72 条への抵触が認められうる。

第 2 に、私人間の法律行為の代理については、立退交渉や債権の取立て、交通事故の示談のような権利義務関係の対立が存続した場合、権利義務関係の対立を経て一定の合意をみた場合などについては、弁護士法 72 条への抵触が認められる。他方、権利義務関係の対立を経ない法律行為の代理、あるいは使者としての行為については、同法に抵触しないものと解する傾向が一貫してみられる。

以上のように、弁護士法 72 条に抵触するか否かの基準は、受任した事務の内容によっても異なることを、判例・裁判例からみてとることができる。

従前の判例や裁判例から、弁護士法による規制についての裁判所の解釈は、社会の実状に即しかつ社会秩序の維持に必要かつ相当な範囲で行われてきたことがわかる。

ここまでは、弁護士法の規制の対象についての帰納的アプローチからみえてくる、規制の趣旨と射程についての議論であった。裁判所の判断を網羅的に、俯瞰的にみると、弁護士法による非弁護士の取締りという規制は、社会の実状に即した形で行われてきたということがわかる。社会の実状に即した妥当な規制、換言すれば主権者である国民が是とする内容の規制が求められることは、言を俟たない。

以下ではこの前提に立って、別の視角から士業の業法的規制について検討を進める。具体的には、弁護士法と司法書士法を例にとり、その法目的から演繹的にその業法的規制の趣旨を概観していく。

## (B) 弁護士法や司法書士法を例にとった士業の業法的規制の趣旨（演繹的アプローチ）

弁護士法 72 条の保護法益について検討する。最判昭 46・7・14 刑集 25 卷 5 号 690 頁から、弁護士法 72 条が取り締まろうとしているのは、次のような事象である。

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行なうことをその職務とするものであつて、そのために①弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、②その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられている」（①②と圏点は筆者による）。

すなわち、依頼者や相手方が不利益を被るような「不公正」で「非円滑」な手続の温床となる、法的専門能力の低い者による拙劣な事案処理および弁護士であっても懲戒を受けようとする事案処理を抑止すること、であるといえる（注 4）。

ここで司法書士法の法目的、司法書士の使命として規定された内容にも簡単に触れておく。

司法書士法 1 条では、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」と規定する。

「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という文言において、リーガルサービスの品質を司法書士制度によって担保することが含意されていることは、弁護士法と同様であろう。

以上から、弁護士法や司法書士法は法律サービスの品質を保障するために、国家が父権的に市場に介入することを趣旨とした法律であるといえる。

市場への父権的な介入による規制は、いかなる観点から正当化されるのだろうか。

以下では、経済学における情報の非対称に関する議論、倫理学における自己決定権に関する議論からの基礎づけを試みる。

### (2) 情報の非対称の解消という観点

以下では、情報の非対称性の是正が市場における資源配分や富の分配の前提として必要であるとする経済学における議論を参照し、この議論が士業制度の存在の正当化根拠となりうることを導出する。

#### (A) アカロフの「レモン市場」のインパクト

伝統的な経済学においては、完全競争と完全情報を前提とする一般均衡モデルが構築されてきた。

しかし、現実経済においてはこうした前提が必ずしも充足されるわけではない。特に「完全情報」という前提に関しては、情報の入手可能性の程度や入手費用が重要な役割を果たすとされる。この点に注目して発展した分野が「不完全情報の経済学」(Economics of Imperfect Information)であった（注 5）。

特に、ジョージ・アカロフの「レモンの市場—品質不確実性と市場メカニズム—」は、情報の非対称という問題を取り扱った研究の嚆矢として極めて有名である（注 6）。

たとえば、売り手が売り物の品質について情報を有し、買い手はその情報を有しない状態を、情報の非対称という。非対称に情報が偏在する市場の例として、たとえば中古車市場を考える。こうした市場において、買い手は個別の中古車の品質についての情報を有しないがゆえに、全体の統計的な情報に依拠して判断せざるを得ない。個別の中古車について情報を有する売り手は、品質の劣るものを市場に供給する誘因を有し、その結果として市場そのものが縮小するおそれがあると、アカロフは指摘する（注7）。上記の主張に際してグレシャムの「悪貨は良貨を駆逐する」という格言を援用し、それを洗練し精緻化させていく試みを行っている。

アカロフは、情報の非対称の解消のために国家の介入の必要性を説き、いくつかの施策を提言する。この効果を有する施策の例として、医師や弁護士の資格制度の存在を挙げている（注8）。

以上は、市場での適切な意思決定を行うためには、情報の対称性の確保のために国家等による父権的な介入が必要となるということを示唆する。

情報の非対称性の解消が資源の効率的な配分と市場の維持に資するものであり、そのために国家の市場への介入が求められることは、アカロフ、さらに彼と主張を共にしたステイグリッツらの研究により示されている。

情報の非対称性の解消に資する制度は、われわれの周囲にも存在する。金融商品販売法、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という）、消費者契約法や、宅地建物取引業法などの業法にいても政策として顕現しているといえよう。土業における業法的規制もまた、こうした視座からその規制の正当性の根拠を見出すことができるのではないか。以下、具体的に検討する。

## **（B）リーガルサービスの現場に照射しての検討**

リーガルサービスの質の保障について検討する。まずは適切な手続遂行の保障ができるか、すなわちサービスの提供者自身が適切な品質を保持しているかが議論の対象となろう。アカロフがその論文において例示した資格制度は、サービス提供主体の質を担保し、もってそうした品質を有するという情報を買手＝依頼者に提供する機能を有した。

売り手＝サービス提供者自身の品質情報のみならず、売り手が提供する商品である法的手続等についても、同様に考えることができよう。手続選択（依頼者の自己決定）のための情報の提供の保障のために、専門家による説明責任が観念される。複数の選択可能な手続の中からどれを選ぶかという、自己決定権の適切な行使の礎となる情報の非対称の解消という意味合いである。

たとえば、依頼者から以下のような相談があった場合、法律の専門家はどうか答えるだろうか。

「私はAという土地を買おうと思っているが、A土地の隣地を通行して隣の隣の土地にある資材置き場にアクセスしたい。A土地の隣地の使用権原としてどのようなものがあり、本件の場合どの使用権原を設定するのが理想的か」。

考えうるものとして、一般的に地役権、賃借権、地上権、共有持分、分筆して所有権移転などさまざまな選択肢があげられよう。これらの選択肢の長所・短所を、当事者の意向や周辺事情も聞き取り考慮したうえで、検討することが要請されよう。

こうした場面で、われわれ専門家には、前述の宅地建物取引業法や特定商取引法などのような、特定の説明義務が明示的に存在するわけではない。しかし、専門家責任の一環としての説明義務や、専門家のベストプラクティスとしての説明が（法的義務とまではいかないにしても）要請されることが考えられる。弁護士法や司法書士法などによる能力担保が、こうした専門家による依頼者への情報の提供、それによる選択可能な手続に関する完全情報状態への近似化を促進し、下支えしうる。

管見の限りではあるが、情報の非対称性の是正という切り口から士業などの専門家の説明責任（法的なもののみを指すのではなく、ベストプラクティスを志向する道義的責任レベルのものまで広く含めて）について精緻に分析されたものは、見出すことができなかった。今後、経済学の観点からもこうした分析がされることが期待される。

### **(C) 小 括**

以上、情報の非対称性の解消が、一般均衡モデルの前提となる「完全情報」状態に近づくためには必要となる。そのためには国家による一定の介入が求められる。

情報の非対称性の解消のための施策として、わが国では消費者契約法その他の説明義務を一方当事者に課する法制は寄与するものといえる。より広い射程で見渡すと、弁護士法や司法書士法などの専門家の品質を担保するための業法的規制も、こうした文脈からその父権的介入を正当化しうることを示唆される。

### **(3) 倫理学における自己決定権という観点**

以下では、医療の分野における患者の自己決定権に関する議論を参照しつつ、士業においても依頼者の自己決定権の保障が、士業制度の正当化根拠となりうることを示す。

#### **(A) 自己決定権に関する議論**

主に医療の分野などにおいて広く議論されてきた、倫理学における自己決定権の観点から、業法的規制の正当化根拠を見出す作業を行う。

医療の場面においては、医師が医学について圧倒的に多くの情報と知見を有し、患者はそうではない。ここにも一種の情報の非対称状態が存在している。古くから、医学的知見を有する医師は、どういった治療がなされるべきかについて父権的に決定して患者を従わせる傾向が強かったという。それが患者の人間の尊厳を侵犯するものであるとして、患者の権利運動が、特に 1970 年代以降大きな広がりをもてきた（注9）。こうした潮流の中で、患者に対する説明と患者の同意に基づく医療行為、すなわちインフォームド・コンセントの保障が、基礎づけられていった。

医療の場面においては、インフォームド・コンセントは単に専門家がメニューを並べて患者に決めさせることのみを指さない。そこでは、①どこまで詳細に情報提供をするのか、②その内容は医師の裁量で決められるのか、③不確定要素のある情報はいかに提供すべき

か、などという問題が生じる（注 10）。

特に①などはがん告知や余命宣告などの問題を含むものである。人間の尊厳、生命倫理と直結する場面であるからこそ、こうした論点が顕現しやすい。医療の現場において、インフォームド・コンセントや患者の自己決定権に関する議論が豊富になされてきた由縁が、ここにある。

### （B）士業の執務の場への適用

司法書士や弁護士をはじめとする士業においても、専門家の側に知見や情報が偏在している点は同様である。また、士業と依頼者の関係が委任契約を原則とするところからは、その契約の原理上、受任者は委任者の意思に従って行動すべきであり、すなわち受任者の行為の正当性は委任者の自己決定に依拠するものといえる。

依頼者の自己決定権の適切な行使のためにも、その判断材料となる事情を、個別の事案の周辺事情まで含めて勘案し、依頼者に説明して判断を仰ぐことは、専門家として求められる（これも必ずしも法的義務のみを指しているのではなく、取引関係等を円滑に進行させるためのベストプラクティスという意味合いも含む）。士業専門家制度による能力担保は、適切な自己決定権の行使のための機会の保障として必要であるといえる。

もっとも、士業の存在の正当性の根拠の一つとして自己決定権の保証が極めて重要ではあるものの、その単一原理のみに基づいて正当性の基礎づけが貫徹できるかどうかは、検討の余地がある。依頼者の自己決定権の保障ではなく、一定のパターナリズムのほうがなじむ場合も存在する可能性はある。

自己決定権の保障と並んで、パターナリズムを士業の業務行為の正当性の根拠とする局面の存在可能性やその範囲についての議論は、後述のとおり AI の技術進歩が予想される将来において、士業の存在につき市民社会の承認を得続けるうえで重要な課題となりうる。この点については、結論で詳述する。

### （C）小 括

法的な手続選択等には、その手続や制度自体についての専門的な知識を要する（注 11）。さらに、周辺諸制度との連関、リスク・ベネフィットの見積もり、依頼者を拘束する義務の内容の把握、個別の事案が抱える周縁的考慮事情の有無など、本人の適切な自己決定のための判断材料が広大な外延をもつことが想定される。

本来自己決定権とは、医療専門家と患者の間での知識の偏在に起因する不均衡の是正のための議論として展開されてきたものである。しかしその裏側からみると、本人が自己決定権の適切な行使のために専門家の支援を要すると自己決定した場合（自己決定のために専門家に依頼するという自己決定をする、という、根幹の部分の自己決定である）には、その自己決定支援者となるべき専門家については、十分な能力担保が求められるともいえる。

適切な自己決定権の確保、適切な法的サービスの遂行という観点から国家が必要最小限の父権的介入をする手段として、専門家制度と業法的規制を定位することができる。

言い換えるならば、専門家制度という品質保証があることによって、さまざまな情報を専門家から得て自己決定をしたい依頼者にとっては、一定以上の品質をもつ自己決定支援者を得る機会の均等がもたらされることになる（注 12）。弁護士や司法書士の業法的規制を例にとるならば、たとえば資格試験制度による能力担保、弁護士会や司法書士会による執務レベルの向上、懲戒権の確保、非弁護士、非司法書士への刑事罰の適用による排除などがこれにあたる。

もっとも、医療現場でも問題になるように、患者（依頼者）の自己決定権と、専門家のパターンリズムが衝突する場面も想定される。自己決定権によらず、パターンリズムが専門家の業務行為の正当性の根拠となるような場面の存在可能性やその範囲についての議論は、士業等の専門家制度の存在の正当性、説得性を社会に承認させるうえで必要である。AI との関連では、こうした議論がいかにか説得的に展開できるかが焦点となるが、この点は後述する。

#### **（４）AI のありようと権利義務——現状の AI の性質**

以上の士業専門家制度の基礎づけを念頭において、リーガル AI などが出現した現在、士業専門家との関係で AI がどこまでの役割を担うべきかについて検討していく。

先述のとおり、本稿では日進月歩の技術である AI の具体的な技術や運用の現状に検討を加えることはしない。

本研究に際して、理化学研究所の中川裕志先生（注 13）にインタビューを行い、AI の現在の能力やポテンシャルについてうかがう機会を得た。以下、このインタビューから得られた知見の中から、検討のために必要な部分をピックアップしていく。もっとも、以下の AI の能力・特性は現時点でのものであることは留意すべきである。AI の日進月歩の開発の中で、これらの前提が覆される可能性はある。

##### **（Ａ）AI の学習の方向性は教師となる側の人間に依拠する**

AI に法的な判断（あるいはその補助）をさせるうえで、法が前提とする正義原理や自由主義、人権や立憲主義といった近代法治国家が前提として有する価値をその基礎とさせる＝学習させる必要がある。

こうした学習はしかし、AI が単独で行うものではない。それを教える教師役の教授の方向性によって、大きく結果を異にする。実際に過去の実験において、学習の方針によってはナチズムを礼賛する趣旨のアウトプットを繰り返す学習をした AI も存在するという。

##### **（Ｂ）オープンワールドにおける問題発見能力**

AI とは若干離れた例であるが、スポーツにおける VAR（Video Assistant Referee）では、限定されたルールと判断材料（スポーツの場合は映像資料など）の中でルール抵触性が判断される。法的紛争の中でも、物理的な状況から判断する交通事故などは、状況判断だけであれば VAR に近い性質の判定が可能かもしれない。しかし現実世界の多くは、決められたルールと考慮要素のクローズドワールドであるスポーツと違う。

たとえば、遺産分割をめぐる紛争の場合、生前の不均衡がどれほどあったかなどの長い

前日譚＝コンテキストが存在するだろう。また、単に交通事故といっても、道路形状や事故形態のみならず、事故時点での天候や運転者の健康状態（例：薬剤の服用による副作用の可能性）など、事故という事象を起点にさまざまな考慮要素に論点が広がる可能性がある。

このように、現実の法律が適用される場面はスポーツの場と異なり、考慮要素が無限の因果関係＝オープンワールドの中に位置づけられる事象である。

統計的・確率的に最尤法的な回答を出力する AI は、入力された情報を基に出力する能力に長けるものの、依頼者とのディスカッションの中で新たな問題、考慮要素を発見することを苦手としているという。

### **(C) AI が自由主義を侵食する可能性**

先述の自己決定権に関する議論でもみられたように、自由という概念には、自らが自らのことに関して決定権を有し、その結果を引き受けるというものが含まれる（注 14）。

自由とは、意思決定過程の煩雑さや苦しさを経て実現された結果を享受する（ネガティブな結果の場合は引き受ける）という動態を指す。この意思決定の煩雑さを AI に委託して外部化することで、委託した人は煩雑さから解放される。反面、委託先である AI が算出した回答を自らの決定として行使するため、人間はその結果を引き受けねばならない。すなわち、AI による意思決定の短絡は、AI の出す結論への人間の従属を意味する。これを民主主義における意思決定のレベルまで引き上げると、AI は民主的意思決定過程を侵食する存在となりうる。

経済的意思決定の AI による短絡化でさえ、その結果に人間が拘束される限りにおいて、意思決定の短絡化による安楽と引き換えに、人間が AI に経済的自由を売り渡すということと捉えることができる。

### **(5) AI による法的助言その他の法律事務の可否の検討**

#### **(A) AI の権利義務主体性という観点**

以上の対話から得られた知見・示唆を踏まえて、土業の業務を AI が行うという事象について検討する。まず、AI が弁護士や司法書士などの土業専門家と並んで、独自の専門家として存立しうるかという点を検討する。

前提として、AI がまず法的権利義務の帰属主体たりうるかが検討されねばならない。AI が固有の権利義務帰属主体であり得なければ、専門家責任の帰属主体たる独立した専門家として振る舞うことは原理的に不可能だからである。

#### **(a) 自由の制限という観点からの社会的受容可能性**

AI が法的な権利義務の帰属主体となりうるかは、究極的には社会・主権者がそれを許容するにかかっている。筆者は、社会は容易にはこうした事態を許容しないであろうと考える。

AI が権利義務主体となるということは、以下の状態を意味する。

- ① AI が自己決定を行う（法的決定を行い、意思表示をする）

## ② AI が当該意思表示の法的結果を引き受ける（責任を負う）

特に後者（②）、すなわち責任を負うことの可否が問題となる。AI に債務不履行・不法行為・不当利得等の責任追及をする際、AI からどこまで抗弁されることを許容できるのか。逆に、AI から自然人が責任追及されたときに、自然人はどこまで AI に抗弁し得て、どこまで請求を拒絶できるのか。

われわれの社会の総意として AI の権利義務帰属主体性を許容しうるか否かは、端的に AI が人間との紛争の相手方となることを許容できるか、と換言することができよう。こうした状況をにわかには受け入れがたいという人が多いのではないだろうか。人間の権利を制限し義務を課する権能を人間以外に認めることは、人間の自由の抑圧に等しいからである。AI に人間のエージェントとして選択を委ねる行為は、自由の喪失と引き換えにその重荷から解放されるという目先の利益がある。しかし、AI を人間と対等な権利義務帰属主体として社会に迎えることに、人間自身の負担軽減などのメリットがあるのか、容易には想像しがたい。

以上から、AI が自律的な権利義務帰属主体となることを、社会は容易には許容せず、許容するとしても時間を要するであろうと考えられる。

### （b）技術的な観点からの指摘

以上は、今後の AI の発展も見据えた長い時間軸で、AI に権利義務帰属主体性を付与することの意義と社会からみた受容可能性についての検討であった。次に、AI をめぐる法技術や実際の運用の観点から、その適否・要否について検討する。以下では、現時点での法解釈・法技術についての議論を概観し、AI が権利義務帰属主体となることの要否について検討する。

この検討に際して示唆を得られるのは、AI が法人として存在しうるかという議論である。AI を自律的な権利義務帰属主体とするための法技術としての法人化という議論は存在する。しかし、法解釈上の議論や実際の運用上の実益の観点からは、そうした主張に距離をおく言説のほうがより説得的である。以下、確認していく。

アメリカの改訂統一 LLC 法（RULLCA）の解釈論として、法技術的には AI のみによって構成・運営される法人を作出することが可能であるとする主張が存在する（注 15）。しかしこれは、法制度の抜け穴を押し広げることでこうした議論を展開することが可能だと主張するものである。実際に、この論者の論文では、法条起草時の見落としを突いていることが示唆されている（注 16）。

上記被引用者の議論は、立法者・主権者である市民が積極的に AI のみによる自律的な法人を法制度として要請し起草された法案についての議論ではない。法の抜け穴を突けばそうした法人も設立可能ではないかという試論である。自律的な AI 法人の必要性という立法事実や、立法者意思という民主的正統性をもたない議論であるといえる。以上、AI を自律的な法人として成立させようとする議論の先鋒となる論客の議論を瞥見した。しかしそれは、民主的正統性という基礎づけをもたないものであった。法技術の必要性の吟味を欠

き、社会による要請や受容可能性を前提としておらず、説得力が弱い。

AI 法人といっても、内実は多義的である。たとえば、上述の想定のように人工知能そのものに自己決定権を認め、その法的効果を帰属させる主体として容認するというものもあれば、単に人工知能を保有資産とするビークル（投資媒体）としてのみ扱うという意味合いのものもありうる。研究、開発、運用されている人工知能がすべて自然人の人格の模倣を志向するわけではないという技術的な状況からは、むしろ後者の法人の在り方を議論することが現実的であろうという指摘もある（注 17）。

また、AI が何らかの取引行為を自動的に行う場合でも、それは究極的には自然人のエージェントとして当該自然人のために行われることが想定される。そうであれば AI は単に自然人の意思決定の短絡のためのツールにすぎない。そうした役割に限定されるならば、独自の権利義務の帰属主体たる必要はないのではないかと、との指摘もされる（注 18）。権利義務帰属主体は、あくまで自然人で十分であるという指摘である。

### （c）小 括

AI に独自の権利義務帰属主体としての地位を認めるには、社会がそれを承認することが必要となる。しかし承認への社会的な障壁は大きい。AI と法律に関する技術的な議論を参照しても、AI の権利義務帰属主体性について、社会的要請を迂回した議論もみられ、説得的とはいえない。AI を法的権利義務帰属主体とする必要性は、現段階では低いものとみられる。

もっとも、長足の進歩を遂げ続ける AI 技術において、「現段階」という議論の前提が変わることは想像される。

しかし、技術的な障害が克服されてもなお、AI が人間のエージェントではなく一個の自律的な経済活動の主体となり、かつそれらが人間を相手に法的紛争をすることについては、社会が容認することへのハードルが高い。人間以外の主体に対等な立場で人間の自由を制限する権能を与えることにつながるからである。仮に社会がこれを容認したとしても、それまでには相当の時間を要するのではないかと思われる。

### （B）他のソリューションの可能性

以上のとおり、現在の状況下では、結局 AI は独自の権利義務帰属主体、より端的には責任の主体とはなり得ないと想定される。

つまり、リーガル AI は弁護士等の士業と同格の独自の責任主体として助言を行い得ない。すると、AI が行った助言の責任は、以下の方法で処理するしかない。

- ① 利用者の自己責任に帰する
- ② AI のサービス提供者の責任に帰する

ここに至るまでに、弁護士法や司法書士法という業法的規制の趣旨と、その正当化根拠について検討してきた。振り返ると以下ようになる。

士業に対する業法的規制は、サービスの品質の保障のためのものであり、ひいては適切な法的サービスが提供されるべきという社会法益の観点から必要とされる。

さらに、士業の品質維持をすることは、依頼者の適切な判断を促進し、一面において情報の非対称性の解消、それによる経済的妥当性の追求に資することが示唆される。

他方、倫理的観点からも、むしろ品質保証がされた専門家による自己決定支援制度を確保するという父権主義的な制度が、逆説的ながらも依頼者の自己決定権の保護に資するといえる。いわば自己決定権の確保のための必要最小限の父権的介入の要請がある、ということになる。

以上に引き寄せると、前者(①)(リーガル AI の判断の結果を利用者の自己責任に帰着させる)については、前述の業法的規制の趣旨を無に帰する行為であり、採用し得ない。国家のパターナリスティックな介入によるサービス品質の維持こそが業法の趣旨だからである。

後者(②)について検討する。AI の提供者が責任を負うとすると、それが弁護士等の士業であるか否かが問題となる。もし士業以外がリーガル AI を提供することを容認すると、結局業法的規制をした趣旨がないがしろとなる。リーガル AI の提供者自体が、業法により法的サービスの品質維持を義務付けられ、かつその能力が担保された主体であることが求められる。

弁護士等の士業の関与のあり方も検討されるべきである。たとえば弁護士法人等が法的助言等を行う AI の提供主体であるというだけで、個別の相談、応答内容について弁護士がチェックしない体制であれば、実質的に業法的規制の趣旨は達成されえないものと考えられる。個別の相談等の事案について、AI のアウトプットを依頼者に提示する前に士業がチェックを行い、監修してから開示するという作業までが求められると解すべきであろう。

### (C) AI の特質に関する議論からの補強

先述のインタビューにおける知見から、上述の議論の方向性を補強することができる。

まず、AI はその強化学習に際して、教師データの出来・不出来に成長が依存する点が問題となる。AI が間違ったアウトプットをした際に、それを誤りと指摘して正しい解を与え、学習を行わせるには、正誤判断できる人間が教師役となることが必要となろう。弁護士や司法書士などの士業業務を行う AI であれば、当該士業らの専門家が教師役となることが求められる。

オープンワールドにおける無限の因果関係の中から考慮要素を発見する能力は、人間の独壇場といえる。AI が出力した回答を見て、専門家が必要な考慮要素を欠いていると判断した場合には、それを付加して再検討する必要がある。こうした点でも、士業専門家自身による個別のチェックが必要となるだろう。

最後に、AI による自己決定の短絡化が自由を侵食するという点については、以下のような指摘が可能であろう。自己決定という、場合によっては煩雑で困難を伴う行為について、能力担保のされた、かつオープンワールドにおける問題発見能力のある人間が支援することは、どこまで専門家に説明を求め、どこから先を自分の考えで決めるかを、依頼者と専門家のディスカッションをとおして決めることを可能にする。人間が意思決定支援に参与

することで、自由とその短絡化のせめぎ合いの中での妥協点・調整点を見出す作業を可能にするといえる。これは士業等の専門家制度の核心的役割でもある。

しかし、以上のようなAIの技術的な限界が解決されていけば、業法的規制の正当性の前提が見直されることはありうる。特に最後に述べた自由権とAIという問題に我々が直面したとき、士業という父権主義的な社会制度が自己決定支援のために存在するという根源的な矛盾と相克は、白日の下に晒されることになるだろう。

## (6) 総括

以上から、AIにより出力される法的助言などの法的サービスは、そのサービスの帰結に対する責任主体性という観点からみても、現時点でのAIの能力という切り口からみても、専門家自身がスクリーニングをしたうえで提供することが求められるというごく当たり前の結論に至る。

以上、経済合理性や自己決定権の観点から基礎づけられる業法的規制の趣旨、さらにAIの有する特性に照らすと、専門家の監督の下で使用されたり、専門家の業務補助のために使われたりするものは容認されうる。しかし、それを逸脱するAIによるサービスは、現時点の技術的状况からみても、法の趣旨に違背するものであり、当然に取締りの対象となるべきといえる。

他方で、こうした技術的制約が克服されれば、議論の前提は崩れる可能性がある。士業業務がAIに蚕食されるシナリオとして、少なくとも以下が考えられる。

一つは、AIが法的権利義務帰属主体となって、自律的に法的助言などの法律事務等を行うものである。しかし先述のとおり、これには市民社会による受容への高いハードルがあると思われる。

いま一つは、AIの法的助言等のリーガルサービスの帰結について、依頼者の自己責任とする、または士業ではないサービス提供者が責任を負うものである。士業専門家に比肩する自律的かつ適正な学習能力、オープンワールドでの問題発見能力など、士業専門家による監督すらも不要となるほどの能力をAIが獲得した場合には、社会はAIサービス提供者が士業専門家であることを不要と判断する可能性がある。

より現実的なシナリオは後者といえる。司法書士をはじめとする士業専門家が、伸長するAIの能力を前にしてもなお、その存在の必要性を社会に対して説得的に主張できるかが問題となる。市民社会に対してその存在を承認させる説得性という点で、少なくとも司法書士が抱える問題点について、以下の結語で指摘する。端的にそれは、依頼者の自己決定権とパターンリズムの拮抗する場面で、いかにして、いかなる解を選び取るか、という問題である。

(注1) 三浦透「判解」最判解刑平成22年度129頁。

(注2) 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法〔第5版〕』（弘文堂、2019年）617頁。

(注3) 詳細については、木曾雄高「弁護士法72条における『一般の法律事件』『法

律事務』の意義についての一考察（１）～（４）——私人間の法律行為の委任・代理の可否の観点を中心に」本誌 124 号（2020 年）35 頁以下・125 号（2020 年）20 頁以下・126 号（2020 年）36 頁以下・127 号（2021 年）38 頁以下参照。

（注 4） 木曾・前掲（注 3）（1）35 頁。

（注 5） 酒井泰弘「非対称情報と市場経済のワーキング——リスクの経済思想の視点から——」彦根論叢 374 号（2008 年）53 頁以下。

（注 6） 「レモン」とは、品質に問題のある中古車を意味する語である。日本人の感覚でいえば、「渋柿」のようなものであろう。

（注 7） Akerlof, G. A. (1970) “The Market for Lemons: *Quality Uncertainty and the Market Mechanism*,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, at 488.

（注 8） See Akerlof, *supra* note 7, at 500. もっとも、ここで念頭においているのは「売り手」に当たる医師や弁護士自体の「品質」の問題であり、彼らが提供する手続判断のメニューの情報の完全な提供という、本稿で議論する問題とはやや論点が異なるであろうことは留意されたい。

（注 9） 鈴木利廣「人権としての自己決定権」日本保健医療行動科学会年報 13 号（1998 年）49 頁。

（注 10） 鈴木・前掲（注 9）52 頁。司法書士や弁護士などの士業専門家と依頼者の関係は、その規律する原理上、受任者である専門家の行動が依頼者の自己決定権に基礎づけられるべきである。他方、医療現場と比べると、その射程や検討すべき事項については、医療現場におけるものから一定の改変・調整が必要な部分が出てくることも予想される。

（注 11） AI がこうした専門知識を提供することで専門家が不要になるという議論が想定される。しかし、これは後述のとおり、AI の学習上の課題、オープンワールドにおける問題発見能力の課題などから反論可能である。

（注 12） 専門家制度がなければ、まさにアカロフが指摘したように、品質の低劣なコンサルタントがはびこり、こうした「悪貨」により「良貨」が市場から駆逐され、自己決定のための適切な品質のサービスを受ける機会が保障されない、スラング的な言い回しだが「アドバイザーガチャ」が発生することになる。

（注 13） 理化学研究所・革新知能統合研究センター・チームリーダー、東京大学名誉教授。

（注 14） 自由の意義については本来、ロック、ルソー、カントに代表されるように多義的に語られるが、ここでは便宜的にルソーの『社会契約論』などで主張される、民主主義の統治構造の文脈の中で語られる自己統治という意味での自由の含意から示唆を得た、自己決定と自律という観念を用いて議論を進めている。

（注 15） Shawn Bayern, *The Implications of Modern Business-Entity Law for the Regulation of Autonomous Systems*, 19 *Stan. Tech. L. Rev.* 93 (2015).

（注 16） Shawn Bayern, *Of Bitcoins, Independently Wealthy Software, and the*

Zero-Member LLC, 108 Nw. U. L. Rev. 1485 (2014), at 1497.

(注 17) 齊藤邦史「人工知能に対する法人格の付与」情報通信学会誌 35 巻 3 号 (2017) 19 頁以下。

(注 18) 技術的なソリューションからの有用性の有無について検討したものとして、中川裕志「AI の法人化に関する考察」人工知能学会全国大会論文集 (2024) 参照。

### 3 結語——検討の過程で見えてきた司法書士業界自体の問題点

弁護士や司法書士を中心に、土業の現場に AI がどのような形でかかわるべきか、業法的規制の趣旨、情報の非対称性、自己決定権、AI の現状の特性という観点から検討してきた。

AI とのかかわり方という光源を司法書士業界に照射して凶らずも露見したのはしかし、土業専門家としての立ち位置、その行為の正当（統）性の根拠づけに関する議論の不足である。

本項の論理構造を先に述べておく。土業制度の正当（統）性の根拠の一つに自己決定権の保障があるが、同時にその限界も想定しうる。依頼者が客観的にみて自己に不利益な選択をしようとする場合などにおける、自己決定権の保障と専門家のパートナーリズムの相克の場面である。しかし、この二原理の相克・調整に関する議論は尽くされているとはいえない。このことは、専門家の執務の現場における二原理の調整を困難にする。結果、依頼者との対話を経ない専門家の主観的性向に依拠した結論先行型の（手続選択などの）決定がされることが懸念される。専門家ごとの不明瞭なプロセスを経た決定の差は、情報の非対称性として市場構造に悪影響を及ぼすことが考えられる。また、依頼者の自己決定権が保証されるべき範囲が曖昧になり、依頼者にとっても納得感の乏しい手続選択が行われうる。

自己決定権の保障領域の不明瞭性、市場の情報の非対称性は、土業制度の正当（統）性の根拠を危殆化させる。さらに AI 技術の進展は、こうした土業制度の説得力の相対的低下を招くおそれがある。

#### (1) 土業専門家の存在の正当化根拠としての情報の非対称性の解消と自己決定権

まず、土業制度の正当（統）性の根拠に関する議論状況を顧みる。たとえば、司法書士などの土業専門家の依頼者への情報提供行為が、情報の非対称性の解消という観点からいかに要請されるかという点は、さまざまな論文検索をする中でも、管見の限りまだ議論がほとんど白紙の状態であることがわかった。もっとも、経済学的な検討というのはいくぶんニッチな検討課題といえるかもしれない。

他方で深刻なのは、たとえば司法書士はその業法である司法書士法において「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与する」と高らかにうたってはいるものの、その使命が依頼者の自己決定権に基礎づけられたものなのか、あるいは国家によって専門家に与えられたパートナーリスティックな権威・権限に基づくものなのか、十分な議論された形跡がないことである。

## (2) 自己決定権原理の外延とパターナリズム原理との相克

自己決定権とパターナリズムの相克という想定すべき状況について、医療現場の議論、司法書士の現場での仮定事例をそれぞれ検討する。

司法書士行為規範においては依頼者の自己決定権を包含するものとして、10条で「司法書士は、依頼者の意思を尊重し、依頼の趣旨に沿って、その業務を行わなければならない」と規定している。問題は、自己決定権の尊重という原理はどこまで敷衍可能で、それと拮抗しそれを制限するパターナリズムという外在的な原理が存在しうるのか、存在するとしたらそれはどこまで依頼者の自己決定権を制限しうるのか、という点である。試みに司法書士法の使命規定の創設をめぐる議論や、過去の論考（注19）などを渉猟した。その結果、これも管見の限りでは、使命規定の基礎づけとしての司法書士の社会的役割などについて議論はされているものの、使命が自己決定権とパターナリズムという対立する二原理とどういった関係にあるのかについて、明快な議論はいまだ見出せていない（注20）。

問題となるのは、依頼者が自らの権利を毀損することも厭わない自己決定をした場合である。「国民の権利の擁護」を使命とする司法書士は、どこまで自己決定の結果を実現すべきか。あるいは依頼者の権利擁護、自由かつ公正な社会の実現のために、パターナリズムに基づいてそのような自己決定を否定すべき場合は存在するのか（注21）。

こうした問題意識の希薄さは、土業の活動分野とも無関係ではあるまい。

司法書士をはじめとした土業が直面する現場は、生命や人間の尊厳が問題となる場面もあるものの、医療現場と比べてその頻度は少ないと推察できる。土業のフィールドが、医療、健康、生命にかかわる分野以外の、経済的利益や社会秩序などにかかわる広大な領域を有することからすれば、当然の帰結といえる。臨床の場で直面する問題のシビアさの差が、こうした議論状況の大きな差を生んだと推察することはできる。

だが、臨床現場の過酷さの差は、議論の欠缺を正当化する根拠とはなるまい。

依頼者の自己決定権と専門家のパターナリズムの衝突と調整、いずれがわれわれの業務をいかに基礎づけるのかは、整理されずに積み残されてきた課題だと思われる。

客観的にみてハイリスク、あるいは不利益な自己決定を依頼者がしたい場合に、専門家がどう対応すべきかについては、医療現場における事象を中心に応用倫理学などにおいて検討されてきた。この分野では、すでに多くのハードケースが現実のものとなってきたからである。

医療の場面においては、いわゆる「エホバの証人輸血拒否事件」（注22）などが有名である。患者本人の意思に反して輸血を行うことの是非が議論された事案である。名古屋高等裁判所の判決については、患者の自己決定そのものに対する「人格的利益」を保護すべきとしたものだとするとらえ方がある。他方で、問題を「患者の自己決定権」と「生命の価値」（これは父権主義的に第三者が当人の生命を保護する行動に出るべきという原理）の対抗の中におき、両者の較量をしたとするとらえ方もある（注23）。

われわれ土業の執務場面においては、生命などの重大な価値の衝突が起こる場面も想定

されるものの、経済的な価値の衝突の場面などを視野に入れて幅広く想定していく必要がある。

相克する自己決定権とパターナリズムの根底には、それぞれ以下のような価値が横たわっていることがわかる。自己決定権の根底にあるのは、本人の意思でありその幸福追求権である。パターナリズムの根底には少なくとも、他者からみた客観的な本人の利益（注 24）と、社会にとっての利益の二つが存在する。

自己決定権とパターナリズムの二原理の相克から、士業をはじめとした専門家に求められるものは次のように表現できる。すなわち、依頼者の自己決定権の保障のみならず、自己決定権、依頼者の客観的利益、社会全体にとっての利益などのさまざまな観点から、より望ましい解は何かを苦闘しつつも導き出すという弁証法的思考力である。依頼者の自己決定を保障しつつも、依頼者からは死角にあるさまざまな正義原理（依頼者の客観的利益や社会にとっての正義等）をも考慮しつつ判断することこそが、専門家の存在意義であるといえる。

もっとも、この部分まで代替可能な AI が出てくる可能性は依然ある。しかし、情報の非対称性の低減、自己決定権の保障すら AI には困難な現状においてこそ、専門家はそれらを超越したより高次元にある自己決定権とパターナリズムの調整という能力まで含めて、可能な限り自らの存在意義を市民社会に主張し、その代替不可能性をもってこれを説得することに尽力すべきである。

### （3）自己決定権とパターナリズムの対立の具体例

客観的にみれば非合理的でも、依頼者の自己決定としてはその選択をしたいという場面は、容易に想定されよう。端的には、絶対に負けるはずの訴訟を、やらねば気が済まないからやる、という依頼者はいることだろう。不動産登記の場面でも、たとえば売主の真正性、真正売買と所有権の確実な移転に疑義がある場面でも、あえてそれを了解のうえで買主が取引を進めるよう指示する場面が想定できないわけではない。

以下のような例を考えてみる。売主の本人性や売却意思の確認の結果、売主が真正な所有者であり買主が所有権の引渡しを受けられる確率が 90%、物件価格が 500 万円だったとしよう。買主は売買対象物件の隣地を所有しており、対象物件を生活上必要とする事情があったとする。売却を受けられるチャンスがあるのなら可能な限りそれに乗りたいと考えている。買主にとってこの土地を購入することにより得られる経済的効用は 1000 万円であったと仮定する。

もし 10%の確率で売主が所有権を移転できず、その場合に買主が 500 万円を失うリスクがあったとしても、残りの 90%の 1000 万円相当の効用を得られる可能性があるのであれば、この取引の買主にとっての期待効用は 850 万円であり十分にペイする、という判断になるかもしれない（注 25）。

この場で、われわれはどう判断を下すべきだろうか（注 26）。

われわれは日々、適正な職務の遂行のために、人・物・意思を厳重に確認して業務を行

う。一方において、たとえば公簿反映という観点からは、正確な公簿が維持されることが公益上必要であるといえる。依頼者の意思に反してでも嚴重に本人確認を遂行し、一分たりともリスクがあるのであれば登記すべきではないという、父権主義に基礎づけられた行動をとるかもしれない。その場合、10%でも真正な公簿反映をできないおそれがあるのであれば、取引の受任を拒絶すべきという判断になりうる。

他方で、期待効用 850 万円の取引を、われわれがその父権主義的価値観に基づいて拒否することは、経済的に合理性を有しないという指摘も可能である。これは、買主の主観的な効用に基づく自己決定をないがしろにしてはならないという、自己決定権の保障の観点から導き出される結論である。

われわれの人・物・意思の確認という「職責」や、「国民の権利の擁護」や「自由かつ公正な社会の形成」とは聞こえはいいのだが、はたしてこれらはどういった場合にどこまでパターナリズムに基づいて行うことが容認され、あるいは依頼者の自己決定権にかしづくべきものなのだろうか（注 27）。

司法書士という制度自体を必要最小限度のパターナリズムとして容認するのみであって、その具体的な実務においては自己決定権が最大限保障されるべき、ととらえるのであれば、あるいはわれわれが従前してきた人・物・意思の確認作業の徹底（注 28）は、依頼者の自己決定権との関係で修正を迫られるかもしれない（注 29）。

#### （4）議論の欠缺がもたらす制度への信頼の毀損のおそれ

われわれは、執務における判断の正当性（あるいは正統性）の根拠という根幹の部分の議論をせずに、砂上に「司法書士の使命」という楼閣を築いてはいないか。これを指摘するのは、本稿の主題である AI との関係で、こうした議論の欠缺こそが司法書士制度にとって致命的なダメージとなりうると思うからである。

たとえば、われわれはある場面では士業専門家のパターナリズムに基づき依頼者の意向と相克する、耳の痛い直言をすることがありうる。他方で、依頼者の自己決定の問題として突き放さざるを得ない場合もある。こうした行為の一つひとつが、説得的な根拠を欠き、場当たりの、個々人の曖昧で首尾一貫しない判断に基づいて行われたとすれば、それは依頼者からの信頼を失い、市民社会の総意が「士業より AI のほうがマシ」と判断する状況を生み出すかもしれない。

卑近な例をあげるならば、不動産取引の場面で、売主の意思確認をどこまでコストをかけて行うか、という問題がある。

100 万円程度の僅少な額の不動産の売買で、売主が、直接面談をするのに交通費だけで 20 万円以上かかる遠方に居住しているとする。ある司法書士が、買主に対して、売主と面談のうえ意思確認を行わねばならないと主張したとする。この意思確認等は誰の利益のために行われ、コストは誰に承認・負担されるべきで、それはどのように正当化されるのだろうか（注 30）。

仮に依頼者の自己決定権の保障という原理に基づくならば、どこまでどういった意思確

認・本人確認を誰の利益のために行うかについて依頼者に説明し、その依頼者の自己決定を経るべきである。説明すべき対象の「依頼者」も売主・買主のいずれなのか、売主への意思確認コスト負担者がどちらなのか等によって議論が細分化する。

司法書士のパターンリスティックな判断に基づくべきというのであれば、そのコストは誰が負担すべきで、その判断の正当性の根拠は奈辺にあるのか、明確に説明できねばなるまい。

しかし実際の現場では、こうした調整・考慮が必ずしも行われているとは限らない。ある司法書士は対面以外まかりならずと主張し、他の司法書士によれば犯罪収益移転防止法上の非対面取引における最低限の本人確認以外（あるいはそれすらも）行わずとも結構などと、ばらばらの対応が生じうる。

判断に自己決定権やパターンリズムなどの論理的な基礎を伴うのであれば、依頼者に対して説得的である。しかし、こうしたばらばらの判断が、論理的・説得的な根拠なく、各専門家の主観的性向などに依拠して場当たりの的になされるのであれば、それこそが問題である。依頼者のために必要な各選択肢の長所・短所についての情報が十分に開示されず、適切な自己決定を阻害することになりうるからである。

専門家間で判断が異なることは当然ありうる。しかし、その判断の過程が不明瞭で、専門家的主観的性向などに依拠した非論理的なものであれば、各専門家が提供するサービスの質の情報に関する情報の非対称性を招く。これは低劣なサービスが市場で優勢となる温床となろう。グレシャムが発しアカロフが引用した警句のとおり、「悪貨は良貨を駆逐する」状態を惹起する。

制度的な基礎（パターンリズム）や当事者の選択（自己決定）を伴わない一貫性のない状況は、依頼者の自己決定が保証されるべき範囲をロジカルに画することなき手続判断を招く。保障されるべき自己決定と、それを制限する依頼者のための客観的利益や公益といったパターンリズムとの利益衡量を経ない判断は、依頼者の納得感を阻害する要因になるう。

以上いずれも、情報の非対称性の低減、自己決定権の保障（およびその制限原理とのロジカルな調整）という土業制度の正当（統）性の根拠を震撼させるに十分である。

他方で、AI が前述した弱点を克服し、より助言者としての能力を獲得した場合、以上のような問題点を抱える土業は、AI との比較で相対的に劣位におかれていくことになる。

依頼者にとって判断の根拠や帰結が釈然としない専門家より、AI のほうが安定的で理路整然とした判断が得られる状況に至れば、市民社会によって後者が選択される可能性は増す。

#### （５）市民社会に対する土業専門家制度の説得性

冒頭で述べたように、たとえば弁護士法 72 条の解釈における議論で裁判所は、総じてみれば「社会の実状」に即した判断をしてきた。司法が下してきた多くの判断を集合知としてみると、「社会の実状」に解が収束したと表現することができる。実物の土業の振る舞

いが一貫性を欠く非論理的なものにとらえられ、他方で AI による専門的助言がより効果的であるという「社会の実状」が生じればどうだろうか。司法の判断など待たずよりドラスティックに、立法を通して社会の実状に沿ったルールをつくることは、主権者の当然の権利行使としてありうる。AI の発展によるその弱点の克服の反射的な効果として、士業が社会においてその居場所を失うことは十分に考えられる。

AI が権利義務の帰属主体となりうるか、AI は士業の監督下においてのみ法的助言等に駆使されるべきか、などの論点を検討してきた。前述のように、弁護士や司法書士などの士業の監督の下でのみ法的な助言や法的な書類起案を行う AI が駆使されるべきという方向性は、現在の社会の実状からすれば短期的には妥当な結論であろう。

しかしこの方向性は、適正な法律サービスの提供という社会法益の観点からのパターンリズム（資格制度による規制等）と、それによってもたらされる依頼者の自己決定権の保障の、二原理の調整・協調によってこそ、依頼者および社会にとって最良の成果が得られるというストーリーを前提として成立しうる。自己決定権と、依頼者の客観的利益、社会全体にとっての利益などのさまざまな観点から、より望ましい解を、依頼者の主観的視座より広い視野で導き出すことが専門家の役割である。この導出のロジックを確立し、かつ市民社会の承認を得ることが専門家には求められる。

少なくとも司法書士についていえば、二原理の調整方法が十分に整理されていないにもかかわらず、その存在が一定の説得力を、幸運にも市民社会に対して依然有しているというのが現状であろう。しかし今や、AI というわれわれが比較されるベンチマーカーが登場したのである。

長い目でみれば、詰まるところ市民社会がいかなる選択をするかにかかっている。市民がわれわれを首尾一貫しない頼りないもの、煩わしいもの、役に立たないものとして不要としたときには、にべもなく AI に置換される可能性は存在する。それは、司法書士などの士業制度が、今まで述べてきた情報の非対称性の解消や、自己決定の支援者としての有用性その他の正当（統）性の根拠を失ったと判断された瞬間を指す。

われわれの業務が依頼者の自己決定と社会法益の両方の実現のバランスの中でいかに有効に機能するのか、そのためにどこまでがパターンリズムに、どこからが自己決定権に基礎づけられるべきなのか、きちんと整理した議論がされねば、司法書士という社会インフラの必要性を市民に承認し続けてもらうことは、今後難しくなるだろう。

（注 19） 阿部健太郎「全青司はなぜ司法書士制度を研究するのか？」月報全青司 450 号（2017 年）2 頁以下においては、使命規定創設に至るまでの動きなどが総括されている。

（注 20） たとえば横断論文検索サイトである CiNii <<https://cir.nii.ac.jp/>> においてフリーワードで「司法書士」と「自己決定」、書誌限定で「月報司法書士」や「市民と法」と「自己決定」と打ち込んで論文検索をしても、こうした課題を扱った論文は（制限行為能力者の自己決定権の問題という論点は出てくるものの）発見できない。

（注 21） 旧司法書士倫理についてであるが日本司法書士会連合会司法書士執務調査室

倫理部会編『司法書士倫理』解説・事例集〔平成 27 年度改訂版〕(2015 年) 93 頁以下では、自己決定権について議論がみられる。しかしここで取り扱っているのは、自己決定権を尊重して適切な聴取りと説明をすべきという、自己決定権とパターナリズムの相克という問題「以前」の事象に過ぎない。

(注 22) 名古屋高判平 2・10・31 高民集 43 卷 3 号 1 頁。

(注 23) 議論の概観のために、野畑健太郎「判例における『患者の自己決定権』の再考」白鳳大学法科大学院紀要創刊号 (2007 年) 149 頁以下。

(注 24) 本人は自らの生命を損なっても信仰を守って輸血拒否をしたいと願うのに対して、他者が客観的に生命を維持するほうが利益が大きいと判断した場合、自己決定とパターナリズムの相克が生じる。

(注 25) 経済的効用とは当事者の主観によるものであることを考えると、自己決定の基礎として重要なファクターであることはいうまでもない。なお、期待効用は  $[0.1 \times (-5,000,000) + 0.9 \times (10,000,000) = 8,500,000]$  により求められる。

(注 26) 資金洗浄等のおそれはないものとする。これは仮定事例であり、犯罪による収益の移転防止に関する法律 (以下、「犯罪収益移転防止法」という) 上の本人確認などの無粋なノイズはいったん排除して検討されたい。

(注 27) 司法書士法の改正案が国会の場で審議された過程をみても、こうした議論がされた形跡はみられない (第 198 回国会衆議院法務委員会第 21 号 (2019 年) 参照)。

(注 28) これらがパターナリズムに基礎づけられたとすると、ではそのパターナリズムの正当化根拠は何なのかという議論がなされなければならないことはいうまでもない。

(注 29) しかし、たとえば商業登記の場面で、役員の退任登記など、登記申請当事者 (代表取締役等) が反対の意思を示しても、退任する当事者の意思確認が要請される場合はありえよう (法的義務についての議論に限らず、ベストプラクティスも含めての意味である。法的責任についての議論は、東京地判平 23・3・7 判例集未登載)。相続手続に関しても、遺産分割協議に際して、どの範囲の相続人への意思確認が望ましいか/必要であるかは、各事案の辿ってきた経緯などによって異なるだろう。自己決定権の保障という原理も万能ではなく、この単一原理に依拠するのも危険といわざるを得ない。

(注 30) 依頼者等の本人確認等に関する規程基準 5 条において、「意思確認の方法」について、1 項 1 号で「事務の依頼を受けるにあたり、自然人たる依頼者又はその代理人等に対し面談をする方法」と、2 号で「前号の規定にかかわらず、合理的理由がある場合には、依頼者等の本人確認書類の原本又は写しを取得するとともに依頼者等に対し電話をし、本人固有の情報を聴取するなどして本人であることの確認を行った上で確認を行う方法、その他これに準ずる方法であって、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法」と規定される。本規程では、面談を原則としつつ、面談によらない「合理的理由がある場合には、……職責に照らし適切」な方法をとるべきとしている。「合理的理由」の勘案に際して、意思確認を受ける者の相手方当事者の自己決定 (どこまで意思確認にコストをかけ

るか)は参酌されうる。その一方依頼者が自己決定を下した方法による反対依頼者への意思確認をすとして、そこに「職責に照らし適切」な方法という制限が加えられることになる。これは一方依頼者の自己決定権の行使に対するパターンリスティックな制限原理として働くといえる。この父権主義的な制約原理は、どこまで依頼者の自己決定を抑制(抑圧)することが可能なのだろうか。また、そのパターンリズムの正当性の根拠は何か。特に、後者については「それが司法書士の職責だからだ」というのは循環論法にほかならない。トートロジーに陥らない固有の正当性の根拠が必要といえる。